

豊岡市障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱

平成18年9月29日豊岡市告示第172号の4

改正 平成23年3月25日豊岡市告示第71号 平成23年11月24日豊岡市告示第229号

平成25年3月29日豊岡市告示第102号 平成28年4月21日豊岡市告示第180号

平成28年11月11日豊岡市告示第313号 平成29年6月22日豊岡市告示第224号

平成30年7月9日豊岡市告示第216号 令和3年3月26日豊岡市告示第90号

令和4年3月31日豊岡市告示第110号

（目的）

第1条 この要綱は、在宅の障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）並びに難病患者等（小児慢性特定疾病児童等を含む。以下「患者等」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者
- (2) 身体障害児 法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている18歳未満の者
- (3) 知的障害者 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条の規定による知的障害者更生相談所で判定を受けて、療育手帳の交付を受けた18歳以上の者
- (4) 知的障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の規定による児童相談所で知的障害児の判定を受け、療育手帳の交付を受けた18歳未満の者
- (5) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (6) 難病患者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第1条に定める疾病に該当する者
- (7) 小児慢性特定疾病児童等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項の規定により医療費支給認定を受けた者（同法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）による施策の対象とならない者に限る。）

（用具の種目及び給付の対象者）

第3条 障害者等の給付の対象となる用具の種目は、別表第1に掲げるとおりとし、患者等の給付の対象となる用具の種目は、別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 給付の対象者は、次に掲げるすべての基準を満たす者とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により給付の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けることができる場合は、給付の対象から除くものとする。
- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住する者
 - (2) 障害者等については別表第1に掲げる障害及び程度に該当する者、患者等については別表第2に掲げる対象者に該当する者
 - (3) 障害者総合支援法第76条に規定する補装具費の支給の対象者に準じ、用具給付対象障害者又は配偶者（障害児の場合は、同一世帯に属するいずれかの者）の市民税所得割の額が46万円未満であること。ただし、小児慢性特定疾病児童等への給付を受ける場合を除く。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる用具については、入院又は入所している者も給付を受けることができるものとする。
- (1) 自立生活支援用具（頭部保護帽）
 - (2) 情報・意思疎通支援用具（人工喉頭及び点字図書）
 - (3) 排泄管理支援用具（紙おむつは入院の場合に限る。）

（給付の手続）

第4条 用具の給付を受けようとする者又はこの者を現に扶養している者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。ただし、患者等にあつては診断書（様式第2号）を添付するものとする。

（給付の決定）

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかに調査書（様式第3号）を作成し、給付の可否を決定するものとする。この決定を行う場合、必要に応じ、対象者が知的障害者にあつては知的障害者更生相談所長の、知的障害児にあつては児童相談所長の意見を聴くものとする。

- 2 市長は、給付することを決定したときは、日常生活用具給付決定通知書（様式第4号）及び日常生活用具給付券（様式第5号。以下「給付券」という。）を、却下したときは、却下決定通知書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

（用具の給付）

第6条 市長は、前条第2項の決定をしたときは、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して用具の給付を行うものとする。

- 2 市長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上選定し、当該業者に日常生活用具委託通知書（様式第7号）を送付するものとする。

（点字図書の特例）

第7条 前2条の規定にかかわらず、点字図書については、次により給付を行うものとする。

- 2 点字図書を給付することができる出版施設は、別表第3に定める点字図書給付対象出版施設（以下「出版施設」という。）とする。
- 3 市長は、申請者の申請に基づき、その申請者が給付対象者として適格であるか審査し、該当

者を点字図書給付台帳（様式第8号。以下「給付台帳」という。）に登録の上給付を行うものとする。

4 申請者は、出版施設に給付を希望する点字図書の点字図書発行証明書（様式第9号。以下「証明書」という。）の発行を依頼し、その証明書を添えて市長に点字図書の給付を申請する。

5 市長は、申請者及び出版施設の申請内容を確認し、給付台帳に必要事項を記載した上で申請者に証明書を交付する。

6 申請者は、証明書に一般図書の購入価格相当額（以下「自己負担額」という。）を添えて出版施設に申し込み、点字図書の給付を受けるものとする。

7 市長は、出版施設からの請求に基づき、給付台帳を確認の上、点字図書価格から自己負担額を控除した額を出版施設に支払うものとする。

（排泄管理支援用具の特例）

第8条 排泄管理支援用具の給付券については、2月分を1枚の給付券とし、申請ごとに3枚を限度として交付できるものとする。

（利用者負担額）

第9条 用具の給付を受ける者又はこの者を現に扶養している者（以下「受給者等」という。）は、用具の給付等に要した費用の100分の10（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てた額）に相当する額を負担するものとする。ただし、点字図書の給付を受ける場合及び小児慢性特定疾病児童等が給付を受ける場合を除く。

2 前項の規定にかかわらず、同一の月に、次の各号に掲げる事業の利用者負担額及びこの事業の排泄管理支援用具の給付を受けた場合の利用者負担額の合計額が障害者総合支援法施行令第17条又は児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条で定める額を超えるときは、当該額を当該月の利用者負担額とする。

(1) 障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス

(2) 障害者総合支援法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービス

(3) 障害者総合支援法第76条第1項に規定する補装具費の支給

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3に規定する指定通所支援

(5) 児童福祉法第21条の5の4の第1項第2号に規定する基準該当通所支援

(6) 豊岡市居宅生活支援事業実施要綱（平成25年豊岡市告示第100号）第3条に規定する事業

3 小児慢性特定疾病児童の扶養義務者は、兵庫県で定める小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱別添2徴収基準額表により算出した額を負担するものとする。

（支払等）

第10条 受給者等は、業者に給付券を添えて、前条の規定による利用者負担額を支払うものとする。

2 業者が市長に請求する額は、用具の給付に必要な費用から受給者等が直接業者に支払った額を控除した額とする。

3 用具の価格は、別表第1及び別表第2に掲げる基準額を上限とする。

(用具の管理)

第11条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならないものとする。

2 市長は、用具の給付を受けた者が、前項の規定に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(豊岡市障害者(児)及び知的障害者日常生活用具給付等実施要綱の廃止)

2 豊岡市障害者(児)及び知的障害者日常生活用具給付等実施要綱(平成17年豊岡市制定(以下「旧要綱」という。))は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日の前日までに、旧要綱の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年3月25日豊岡市告示第71号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による改正前の要綱の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年11月24日豊岡市告示第229号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(豊岡市点字図書給付事業実施要綱の廃止)

2 豊岡市点字図書給付事業実施要綱(平成18年豊岡市告示第172号の5(以下「旧点字図書要綱」という。))は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による改正前の要綱の規定及び旧点字図書要綱の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年3月29日豊岡市告示第102号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(豊岡市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の廃止)

2 豊岡市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成17年豊岡市告示第52号。以下「旧難病患者等日常生活用具要綱」という。）は廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による改正前の豊岡市障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱及びこの要綱による廃止前の旧難病患者等日常生活用具要綱の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりみなされたものとみなす。

附 則（平成28年4月21日豊岡市告示第180号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年11月11日豊岡市告示第313号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年6月22日豊岡市告示第224号）

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の豊岡市障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱の規定については、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年7月9日豊岡市告示第216号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日豊岡市告示第90号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日豊岡市告示第110号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）
障害者等の給付対象用具種目表

種目	品目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台 (身体障害者のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	169,400円	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級の身体障害者(常時介護を要する者に限る。)、下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児、重度又は最重度の知的障害者・児(原則として3歳以上の者)、精神障害者手帳1級以上の精神障害者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの。	21,560円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級であって、常時介護を要する者(原則として学齢児以上の者)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの。	73,700円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で、入浴に当たって家族等他人の介助を要する者(原則として3歳以上の者)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400円	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上で、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者(原則として学齢児以上の者)	障害者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの。	16,500円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(原則として3歳以上の者)	介護者が重度身体障害者(児)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練いす (児のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上(原則として3歳以上の者)	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100円	5年
	訓練用ベッド (児のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上(原則として学齢児以上の者)	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者・児であって、入浴に介助を必要とする者(原則として3歳以上の者)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	99,000円	8年
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上(原則として学齢児以上の者)、精神障害者手帳1級以上の精神障害者	障害者(児)が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,900円 手すり付きの場合 5,400円増し	8年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者で、起立・歩行時に頻繁に転倒する者、重度又は最重度の知的障害者・児及び精神障害者手帳1級以上の精神障害者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で、転倒の際に衝撃から頭部を保護する機能を有するもの。 A: スポンジ、革を主材料 B: スポンジ、革、プラスチックを主材料	A 15,656円 B 37,852円 (価格はオーダーメイドの場合に適用。既製品は上記価格の80%の範囲内の額)	3年
	歩行補助つえ (一本杖のみ)	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害者で、歩行障害があり、支持が必要な	T字状・棒状のつえ。	木材、ニス塗装 2,266円	3年

	者		軽金属、塗装なし 3,090円 (1本当り) 夜光材付は422円 (全面夜光材付 は1,236円) 増し 外装に白色又は 黄色ラッカーを 使用した場合267 円増し		
移動・移乗支 援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機 能に障害を有し、家庭内の移動等 において介助を必要とする者(原則 として3歳以上の者)	おおむね次のような性能を有す る手すり、スロープ等であるこ と。 ア 障害者(児)の身体機能の 状態を十分踏まえたもので あって、必要な強度と安定性 を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作 の補助、移乗動作の補助、段 差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修 を伴うものを除く。	66,000円	8年	
火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者・ 児、重度又は最重度の知的障害 者・児、精神障害者手帳1級以上 の精神障害者(火災発生の感知及 び避難が著しく困難な障害者・児 のみの世帯及びこれに準ずる世 帯)	室内の火災を煙又は熱により感 知し、音又は光を發し屋外にも 警報ブザーで知らせ得るもの。 ただし、1世帯につき2台を限 度とする。	15,500円	8年	
自動消火器	障害等級2級以上の身体障害者・ 児、重度又は最重度の知的障害 者・児、精神障害者手帳1級以上 の精神障害者(火災発生の感知及 び避難が著しく困難な障害者・児 のみの世帯及びこれに準ずる世 帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接 触で自動的に消火液を噴射し、 初期火災を消火し得るもの。	28,700円	8年	
電磁調理器	視覚障害2級以上の身体障害者、 18歳以上の重度又は最重度の知的 障害者(視覚障害者のみの世帯及び これに準ずる世帯)	視覚障害者又は知的障害者が容 易に使用し得るもの。	41,000円	6年	
歩行時間延 長信号機用 小型送信機	視覚障害2級以上(原則として学 齡児以上の者)	視覚障害者(児)が容易に使用 し得るもの。	10,500円	10年	
聴覚障害者 用屋内信号 装置 (身体障害 者のみ)	聴覚障害2級(聴覚障害者のみの 世帯及びこれに準ずる世帯で日常 生活上必要と認められる世帯)	音、声音等を視覚、触覚等によ り知覚できるもの。(サウンド マスター、聴覚障害者用目覚時 計、聴覚障害者用屋内信号灯を 含む)	87,400円	10年	
聴覚障害者 用屋内信号 装置(火災警 報機用)(身 体障害者の み)	聴覚障害2級(聴覚障害者のみの 世帯及びこれに準ずる世帯で 日常生活上必要と認められる世 帯)	火災警報器の音等を視覚、触 覚等により知覚できるもの。 ただし、火災警報器と同時に 申請する場合に限る。	23,100円	10年	
在宅療養等	透析液加温 器	じん臓機能障害3級以上で自己連 続携行式腹膜灌流法(CAPD)による 透析療法を行う者(原則として3歳以 上の者)	透析液を加温し、一定温度に保 つもの。	51,500円	5年
	ネブライ	呼吸器機能障害3級以上又は同程	障害者(児)又は介護者が容易	39,600円	5年

支援用具	ザー	度の身体障害者・児であって、必要と認められる者	に使用し得るもの。		
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者・児であって、必要と認められる者	障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。	62,040円	5年
	酸素ボンベ運搬車（身体障害者のみ）	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの。	17,000円	10年
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る）（原則として学齢児以上の者）	容易に使用し得るもの。	9,000円	5年
	視覚障害者用体重計（身体障害者のみ）	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	18,000円	5年
情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者・児又は肢体不自由者・児であって、発声・発語に著しい障害を有する者（原則として学齢児以上の者）	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの。	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害または視覚障害2級以上で、周辺機器を使用しなければ、パソコンの操作が困難であると認められる者（原則として学齢児以上の者）	障害者向けのパソコン周辺機器やアプリケーションソフト等をいう。	100,000円	5年
	点字ディスプレイ（身体障害者のみ）	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	383,500円	6年
	点字器	視覚障害者・児であり、視力の低下、視野狭窄がある者	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの。（点筆を含む）	標準型 10,712円 携帯用 7,416円	5年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上（本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	容易に操作できるもの。	63,100円	5年
	点字図書	主に点字により情報を入手している視覚障害者・児	点字により作成された図書（月間・週間等で発行される雑誌を除く）	—	—
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上（原則として学齢児以上の者）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年
	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	視覚障害2級以上（原則として学齢児以上のもの）	地上デジタル放送に対応し、かつ緊急地震速報を受信するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	29,000円	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上（原則として学齢児以上の者）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	99,800円	6年
	眼鏡型文字読上げ器	視覚障害2級以上（原則として学齢児以上の者）	眼鏡に装着したカメラで撮影した文字を文字認識技術で変換し読み	321,840円	5年

			上げるもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。			
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者・児であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者（原則として学齢児以上の者）		画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。	198,000円	8年	
視覚障害者用時計（身体障害者のみ）	視覚障害2級以上		視覚障害者が容易に使用し得るもの。	触読時計 10,300円 音声時計 13,300円	10年	
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者・児又は発声・発語に著しい障害を有する者（児童）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（原則として学齢児以上の者）		一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用できるもの。	71,000円	5年	
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者・児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者		字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	88,900円	6年	
人工内耳体外部装置	現に人工内耳を装着している聴覚障害者・児で、医療保険等の給付制度を利用して本装置の買い替えができないと判断された者		現に装着する人工内耳に音声等を電気信号に変換して送信する機能を有するもので、聴覚障害者・児が容易に使用できるもの	700,000円	5年	
人工喉頭	音声・言語障害者で、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難なもの（主に喉頭摘出者を対象）	笛式	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	5,150円 気管カニューレ付は3,193円増し	4年	
		電動式	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	72,203円 （電池又は充電器を含む）	5年	
排泄管理支援用具	ストーマ装具	消化器系	直腸機能障害者で、人工肛門のストーマを造設した者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型または下部開放型の収納袋とする。（皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。）	9,460円 （1か所当たりの月額）	—
		尿路系	膀胱機能障害者で、尿路変向（更）のストーマを造設した者	密封型の収納袋で尿処理用のものとする。（皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。）	12,430円 （1か所当たりの月額）	—
	紙おむつ	次のいずれかに該当し、紙おむつ等の用具類を必要とする者（原則として3歳以上の者） ア 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ装具を装着することができない者 イ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排便、排尿機能障害のある者 ウ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 エ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者 オ 四肢又は体幹機能障害2級以上かつ重度又は最重度の知的障害者・児で、排尿若しくは排便の意思表示が困難な者		紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品	12,360円 （月額）	—

	収尿器	膀胱機能障害者で、排尿のコントロールが困難な者、尿路変更のストーマを造設した者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする 男性用 ラテックス製又はゴム製 普通型 簡易型 女性用 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋を導尿ゴム管付（採尿袋20枚を1組とする）	7,931円 5,871円 8,755円 6,077円	1年
住宅改修	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であつて障害等級3級以上の者又は視覚障害者2級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）（原則として3歳以上の者）	障害者（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円 （1住宅につき上記の額を上限とし、この額に達するまで、何度でも給付できるものとする。なお、転居後の住宅についても同様とする。）	—

注

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 入浴補助用具、移動・移乗支援用具、聴覚障害者用屋内信号装置及び情報・通信支援用具については、用具の種類が異なる場合に限り、最初の支給決定日から耐用年数の範囲内で、基準額を上限とし複数回申請することができる。
- 3 点字図書の給付は、給付対象者1人につき年間6タイトル又は24巻に相当する点字図書を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものは、この限りでない。

別表第2（第3条関係）

患者等の給付対象用具種目表

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
便器	常時介助を要する者	患者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	便器 4,900円 てすり 5,400円	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥創の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,560円	5年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	169,400円	8年
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	73,700円	5年

体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,500円	5年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	99,000円	8年
車いす(小児慢性特定疾病児童等のみ)	下肢が不自由な者	対象者の身体機能を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	77,440円	5年
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ等であって、患者等の身体機能の状態を十分に踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	66,000円	8年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	62,040円	5年
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者	患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	39,600円	5年
移動用リフト(難病患者等のみ)	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井歩行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
居宅生活動作補助用具(難病患者等のみ)	下肢又は体幹機能に障害のある者	患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円	—
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	166,320円	8年
訓練用ベッド(難病患者等のみ)	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
自動消火器(難病患者等のみ)	火災発生の感知及び非難が著しく困難な患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し得るもの	28,700円	8年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、患者等が容易に使用し得るもの	173,250円	5年
頭部保護帽(小児慢性特定疾病児童等のみ)	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,380円	3年
クールベスト(小児慢性特定疾病児童等のみ)	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	22,000円	2年

紫外線カットクリーム (小児慢性特定疾患児童等のみ)	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者		紫外線をカットできるもの	41,580円 (年額)	—
ストーマ用装具(小児慢性特定疾患児童等のみ)	消化器系	人工肛門を造設した者	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	113,520円 (年額)	—
	尿路系	人工膀胱を造設した者	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	149,160円 (年額)	—
人工鼻(小児慢性特定疾患児童等のみ)	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者		対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	128,700円	—

別表第3 (第7条関係)

	出版施設名	住所
1	公益財団法人すこやか食生活協会	東京都中央区日本橋本町2-6-13 山三ビル4階
2	有限会社リポート	大阪府大阪市東淀川区豊里7-28-32-203
3	社会福祉法人ぶどうの木 ログス点字図書館出版部	東京都江東区潮見2-10-10 日本カトリック会館内
4	社会福祉法人信愛福祉協会 点字出版部	東京都世田谷区喜多見9-6-2
5	社会福祉法人視覚障害者支援総合センター	東京都杉並区桃井4-4-3 スカイコート西荻窪2
6	社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会 点字出版所	東京都新宿区大久保3-14-4 毎日新聞社早稲田別館
7	社会福祉法人日本点字図書館 図書製作部 点字製作課	東京都新宿区高田馬場1-23-4
8	社会福祉法人桜雲会	東京都新宿区高田馬場4-11-14 藤和シティーホームズ高田馬場102
9	社会福祉法人東京点字出版所	東京都三鷹市下連雀3-32-10
10	社会福祉法人光友会 神奈川ワークショップ	神奈川県藤沢市瀬郷1008-1
11	社会福祉法人石川県視覚障害者情報文化センター	石川県金沢市芳斎1-15-26
12	社会福祉法人名古屋ライトハウス 名古屋盲人情報文化センター 点字出版部	愛知県名古屋市港区港陽1-1-65
13	社会福祉法人京都ライトハウス 情報製作セン	京都府京都市北区紫野花ノ坊町11

	ター	
14	有限会社オフィスリエゾン	京都府城陽市寺田市ノ久保2-63
15	特定非営利活動法人点字民報社	大阪府大阪市住吉区苅田5-1-22 NPO法人大阪障害者センター内
16	社会福祉法人日本ライトハウス 点字情報技術センター	大阪府東大阪市森河内西2-14-34
17	株式会社毎日新聞社 点字毎日	大阪府大阪市北区梅田3-4-5
18	日本漢点字協会	大阪府吹田市青山台3-41-9
19	柿本点字出版所	奈良県大和郡山市小泉町3545-10
20	社会福祉法人岡山ライトハウス 点字出版所	岡山県岡山市北区今1-7-25
21	社会福祉法人佐賀ライトハウス・六星館	佐賀県佐賀市天神1-4-16
22	社会福祉法人東京光の家 栄光園	東京都日野市旭が丘1-17-17
23	社会福祉法人雑草福祉会 雑草授産センター	埼玉県東松山市上野本2183-15
24	社会福祉法人日本盲人会連合 点字出版所	東京都新宿区西早稲田2-18-2
25	雑草の会	東京都荒川区西尾久1-3-8
26	エスケービー	愛知県西春日井郡豊山町豊場字新田町145
27	広島ブレイルセンター	広島県広島市安佐南区大塚西6-10-1-303

日常生活用具給付申請書

年 月 日

豊岡市長 様

申請者

住 所

氏 名

(対象者との続柄)

下記のとおり日常生活用具の支給申請をいたします。

日常生活用具の支給申請の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

対 象 者	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日生 (歳)		
	個人番号				電話番号	()	
	住 所	〒					
	障 害 種 別	身体障害 ・ 知的障害 ・ 精神障害					
	障害者手帳番号	第		号		年 月 日 交付	
	障 害 名 疾 患 名 症 状				障害等級 障害程度	級	
	施設入所希望の有無	希望 (施設) ・ 希望しない					
世 帯 の 状 況	氏 名	対 象 者 との続柄	生年月日	個人番号			
給付を希望する理由							
現在の住いの状況	住宅	1 自宅 2 借家 (貸主の諾否)	浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便器	1 和式 2 洋式 3 携帯用	
現在の介護の状況	入浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴清拭ともしてない 4 自分でできる	排便	1 他人の介助を必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる			
給付を受けたい用具の名称				希望する 形式 規模等			
給付上特に希望する事項							
備 考							

(注意) 1 この申請書には、対象者又はこの者を扶養する者の前年分所得税又は前年度分市町村民税の課税額を証明する書類を添付すること。

様式第2号(第4条関係)

診 断 書

患 者 氏 名		年 月 日生 (男・女)
患 者 住 所		
疾 患 名		
症状(日常生活用具の給付を必要とする身体の状況等)		
在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか否か。 (当面、在宅での療養が可能であると判断できるか。)		可 ・ 否
特記事項		

以上のとおり診断します。

年 月 日

医療機関名
医療機関の所在地
担当医氏名

⑩

様式第3号(第5条関係)

調 査 書

申請年月日		年 月 日		申請者氏名			
対象者	住 所						
	フリガナ						
	氏 名						
	生年月日	年 月 日	性別		電 話		
世帯員の状況	氏 名	年齢	対象者との続柄	課 税 状 況		備考	
				課税区分	市民税 所得税		
	非課税世帯		所 得	障害年金	手 当	合 計	
所得区分							
基準額		見積額		利用者負担額		公費負担額	
円		円		円		円	
月額負担上限額		円		円		円	
円		円		円		円	
用具名		基準額	見積額	利用者負担	公費負担		
合 計		円	円	円	円		
上記のとおり確認しました。 年 月 日							
調査者						印	

日常生活用具給付決定通知書

様

豊岡市長



標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

対象者	住所					
	フリガナ					
	氏名					
	生年月日	年 月 日	性別		電話	
給付番号			給付決定日		年 月 日	
決定内容						
用具業者	名称					
	所在地					
	電話					
基準額		見積額	利用者負担額		公費負担額	
円		円				
月額負担上限			円		円	
円						
教示事項						

様式第5号(第5条関係)

日常生活用具給付券

給付番号		給付券発行日 年 月 日	年 月 日	
氏名		生 年 月 日	年 月 日	
住所				
保護者氏名		続柄		
用具の名称				
用 業 者 用 具 者	名 称			
	所在地			
	電 話			
基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額	
円	円	円	円	
月額負担上限額				
円				
上記のとおり決定する。 年 月 日 豊岡市長 印				
受領	受領年月日	年 月 日	受領者名 氏 名 印	本人との関係

年 月 日

却下決定通知書

様

豊岡市長



年 月 日に申請された日常生活用具の給付申請については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

- 1 申請事項
- 2 却下の理由

教 示

様

日常生活用具給付委託通知書

豊岡市長



標記のことについて、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

対象者	住所					
	フリガナ氏名					
	生年月日		性別		電話	
給付番号			給付決定日	年 月 日		
決定内容						
用具業者	名称					
	所在地					
	電話					
基準額	見積額	利用者負担額		公費負担額		
円	円	円		円		
月額負担上限						
円						

様式第8号（第7条関係）

点字図書給付台帳

氏名 住所 電話番号 障害名・等級						
年月日	給付図書	巻数	出版施設	価格	自己負担額	公費負担額

様式第9号（第7条関係）

点字図書発行証明書

給付申請者

氏名

住所

電話番号

給付申請図書

図書名

出版施設名

印

価格

巻数

自己負担額

給付証明書

上記の点字図書を給付することを証明する。

豊岡市長

印